

沼田市地域公共交通会議における協議結果について

- 1 協議実施の経過 本市が運行委託しているバス路線は、一般乗合旅客自動車運送事業の標準運送約款と同様に精神障害者を除く障害者割引を実施しておりますが、今般、標準運送約款が変更になり、障害者等の割引運賃に精神障害者割引が加えられることになりました。これにより、県下バス事業者では精神障害者割引の実施に向けて検討を進めております。この動向を踏まえ、本市委託路線においても、交通弱者支援のため障害者割引に精神障害者割引を追加することについて協議を行うものであります。
- 2 協議方法 協議内容が旅客の利便を損なうものではないことから書面による協議を実施。 ※運輸支局確認済み
協議内容を書面により通知し、回答書の提出を依頼。
- 3 通知発送日 平成24年9月20日
- 4 協議内容 本市が運行委託しているバス路線について、障害者等の割引運賃に精神障害者割引を加える。
 1. 運賃の種類及び額
普通旅客運賃:5割引 定期旅客運賃(大人)3割引
 2. 旅客運賃の割引の適用方法は、次のとおりとする
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者および介護人(介護人を必要と認める場合)とする。
 3. 協議路線
迦葉山線、佐山線、岩本線、南郷線
宇楚井原線、奈良秋塚線、川田線
- 5 協議結果 沼田市地域公共交通会議委員16名に対し、書面による協議を実施した結果
同意する 16/16 同意しない 0/16

上記の結果、回答していただいた委員16名(全委員)中、過半数を上回る委員の同意を得られたことから、沼田市地域公共交通会議設置要綱第4条第6項の定めにより、本協議内容について承認された。